

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定によって、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十一年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分(%)	その他規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期
広島県第一〇七三号	副産石灰肥料	粒状苦土入りカキ副産石灰七号	アルカリ分五〇・〇 く溶成苦土七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	丸栄株式会社 広島県広島市中区十日市町一丁目四番三一号	平成二十七年一月二日
広島県第一一三四号	混合石灰肥料	粒状苦土入りカキ混合石灰五号	アルカリ分四八・〇 く溶成苦土五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	丸栄株式会社 広島県広島市中区十日市町一丁目四番三一号	平成二十七年二月二日
広島県第一一二六号	混合有機質肥料	四―六混合有機質肥料	窒素全量四・〇 りん酸全量六・〇	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	広島県製肥株式会社 広島県広島市南区出島一丁目三二番八二号	平成二十四年三月二七日